

とやま中央会 FAX 情報

2025. 9. 1 発行 №710

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 公募のご案内

経済産業省 中小企業庁では「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」第21回公募を実施しています。中小企業等が行う、生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等の取組を支援する補助金になります。

1. 対象者

- ・ 中小企業者
 - ① 会社又は個人
 - ② 組合又は連合会
- ・ 小規模企業者・小規模事業者
- ・ 特定事業者の一部
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 社会福祉法人

2. 補助対象事業

A) 製品・サービス高付加価値化枠

革新的な新製品・新サービス開発の取組
に必要な設備・システム投資等を支援。

① 補助限度額（下限額 100 万円）

従業員数 5 人以下：750 万円

〃 6～20 人：1,000 万円

〃 21～50 人：1,500 万円

〃 51 人以上：2,500 万円

② 補助率

中小企業 1/2、小規模企業・小規模
事業者及び再生事業者 2/3

B) グローバル枠

海外事業を実施し、国内の生産性を高める
取り組みに必要な設備・システム投資等
を支援。

① 補助限度額

3,000 万円(下限額 100 万円)

② 補助率

中小企業 1/2、小規模企業・小規模事
業者 2/3

3. 特例措置

C) 大幅な賃上げに係る補助上限額引上げ特例
大幅な賃上げに取り組む事業者につい
て、従業員数規模に応じて補助上限額を引
上げる。

補助上限引き上げ額

従業員数 5 人以下：最大 100 万円

〃 6～20 人：最大 250 万円

〃 21～50 人：最大 1,000 万円

〃 51 人以上：最大 1,000 万円

D) 最低賃金引上げに係る補助率引上げ特例
所定の賃金水準の事業者が最低賃金の引
上げに取り組む場合、補助率を引上げる。

引上げ後補助率 2/3

4. 補助対象経費

機械装置・システム構築費、運搬費、技術導
入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家
経費、クラウドサービス利用費、原材料費、海
外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費

5. スケジュール

電子申請受付：令和7年10月3日（金）17時

申請締切：令和7年10月24日（金）17時

採択公表：令和8年1月下旬頃予定

6. 申請方法

申請は電子申請のみの受け付けになります。
申請にはGビズIDが必要です。（お早めにご準備ください。）

下記URLにてお申込みください。

[https://www.rlmono-](https://www.rlmono-denshi.jp/login.aspx?ReturnUrl=%2f)

[denshi.jp/login.aspx?ReturnUrl=%2f](https://www.rlmono-denshi.jp/login.aspx?ReturnUrl=%2f)

7. お問い合わせ先

ものづくり補助金事務局サポートセンター

TEL. 050-3821-7013

◇ 工作物石綿事前調査者制度及び事前調査結果報告制度について

建築物や工作物の解体・改修工事を行う際には、法令に基づき、石綿含有の有無の事前調査を実施する必要があります。

厚生労働省は令和8年1月1日以降着工の工事から、事業者以下に義務付けを行います。

○工作物石綿事前調査者等に事前調査を行わせること

○一定規模以上の建築物及び特定工作物の工事については、労働基準監督署及び都道府県等に事前調査結果を報告すること

工作物とは、建築物以外のものであって土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があります。

事前調査とは、事業者は、建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体又は改修の作業を行うときは、石綿による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶につい

て、石綿等の使用の有無を調査しなければなりません（石綿則第3条）。

1. 工作物石綿事前調査者について

工作物石綿事前調査者の資格を取得するには、工作物石綿事前調査者講習を受講し、修了する必要があります。

詳細は下記URLにてご確認ください。

厚生労働省労働基準局安全衛生部科学物質対策課環境改善・ばく露対策室および環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>

2. 石綿事前調査結果の報告について

石綿の有無によらず以下のいずれかに該当する場合には報告が必要です。

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込100万円以上の特定の工作物の解体または改修工事
- ④ 総トン数が20トン以上の船舶（鋼製のものに限る）の解体又は改修工事

詳細は下記URLにてご確認ください。

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

◇ 企業による仕事と介護の両立支援に向けた実務的支援ツールについて

厚生労働省では、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正を行いました。

今般、より一層の効果を上げられるよう「企業による社員の仕事と介護の両立支援に向けた実務的な支援ツール」をご紹介します。

1. 押さえておきたい「キーワード」

《短期の休暇が必要な場合》

- 介護休暇：対象家族1人につき年5日以内、2人以上なら10日以内。

《長期の休業が必要な場合》

- 介護休業：対象家族1人につき、通算93日の範囲内で分割して合計3回まで取得可能。介護休業給付金も存在。

《仕事をしながら介護に対応する場合》

- 所定労働時間の短縮等の措置：①所定労働時間の短縮、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④介護サービス費用の助成その他これに準ずる制度

- 所定外労働の制限

- 時間外労働の制限：月24時間、年150時間を超える時間外労働をさせてはいけない

- 深夜業の制限

※いずれも社員から制度利用の求めがあった場合に適用される制度

2. 介護に関する相談先や専門家

- 地域包括支援センター

介護に関する総合相談窓口（各市町村における圏域ごとに存在）。介護について分からないことがあれば、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが相談に乗ってくれ、必要に応じてケアプランを作成するケアマネジャーも紹介。

- ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護の専門家であり、介護を必要とする人やその家族からの相談を受け、関連機関との連絡調整やケアプランを作成。

3. 企業が行う取組ごとのポイント

雇用環境の整備措置として（１）～（４）のいずれかの実施が義務となっています。

- （１）研修の実施
- （２）相談窓口の設置と周知
- （３）介護両立支援制度の利用事例の収集・提供
- （４）介護両立支援制度の利用促進に関する方針の周知

詳細は下記URLにてご確認ください。

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001521425.pdf>

◇ 令和7年度富山県EV（電気自動車）導入支援事業費補助金の募集について

富山県では、本県の温室効果ガス排出量の削減を図るため、「富山県EV（電気自動車）導入支援事業費補助金」を募集しています。EVを導入する個人、事業者等を対象に、その導入費用の一部を補助します。

1. 補助対象者

県内の個人、個人事業主、法人又はリース使用者

2. 補助対象となる車両

電気自動車の区分に該当する車両

※PHEVは県補助金の対象外

3. 補助要件

- ・令和7年4月1日以降に初度登録された車両であること
- ・国CEV補助金の交付を受けていること
- ・車検証の使用者住所が富山県内であること

ファーストバンクの各種ローンは

スマホで簡単！Web 完結♪24 時間申込 OK！！

詳しくは富山第一銀行のホームページをご確認ください

- ・内燃機関を有する自動車からの乗換えまたは新規購入の車両であること

4. 補助額 1台あたり5万円

5. 補助限度額（国、県合わせて）

軽EV:最大63万円、普通EV:最大95万円

6. 申請方法

下記URLより申請書類をダウンロードし郵送又はメール又は電子申請にて申請ください。

<https://www.pref.toyama.jp/130131/202504evhozyo.html#sinseihouhou>

7. 申請締切 令和8年1月30日(金)12時

8. お申込み・お問い合わせ先

富山県EV導入支援事業費補助金審査事務局

TEL. 080-6576-9141

E-mail: ev@tbm-g.co.jp

◇ ランチタイムセミナー「心理的安全な組織づくりシリーズ 職場への導入・展開時のポイントと実践例」開催のご案内

富山県人材活用推進センターでは「人材確保・活用」ランチタイムセミナーを開催します。多様なメンバー同士が健全に議論を戦わせ創造性と生産性を発揮できる組織づくり、心理的安全な組織づくりに向けて、組織の課題に応じた2つのプログラムについて事例を交えてご紹介します。

1. 開催日時

令和7年9月19日(木)12時~13時

(Zoom配信)

2. 講師

仁木 恵理 氏（(株)日本能率協会コンサルティング）

3. 内容

- (1) 心理的安全な組織づくりに向けて
- (2) 組織の課題に応じた職場導入実践手法

3. 受講料 無料

4. 申込締切 令和7年9月17日(水)

5. お申込み方法

下記のフォームより、お申込みください。

<https://job-suishin.jp/event/13811/>

6. お問い合わせ先

富山県人材活用推進センター

富山県プロフェッショナル人材戦略本部

TEL. 076-411-9156

◇ 富山県収入証紙廃止のご案内

運転免許証の更新やパスポート発給申請といった県への許可申請などの手数料を納付する際にご利用いただいている富山県収入証紙の販売終了をします。販売終了後はオンラインや窓口での納付に変わります。

1. 収入証紙廃止に係るスケジュール

証紙の販売: 令和7年9月末日まで

証紙の利用: 令和8年3月末日まで

未使用証紙の還付: 令和7年10月

~令和12年9月末日

2. お問い合わせ先

富山県出納局出納課

TEL. 076-444-3416

新型定期預金
マイハーベスト



人を思う。未来を思う。

商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835